

2 中小企業者応援制度

種類	対象事業	交付要件	助成内容
店舗など整備事業	町内に新たに店舗など（プレハブを含む）を新築し、営業を開始したもの	新築工事費および設備購入費の合計額が100万円以上	新築工事費・設備購入費の合計額の1/2（上限200万円） 土地・設備の年間賃借料の1/2（上限年間50万円、3年間） 【農産物の直売を目的としたもの】 新築工事費・設備購入費の合計額の3/4（上限400万円） 土地・設備の年間賃借料の1/2（上限年間100万円、3年間）
	町内の空き店舗などを改装し、営業を開始したもの	改装工事費および設備購入費の合計額が100万円以上	改装工事費・設備購入費の合計額の1/2（上限150万円） 土地・店舗・設備の年間賃借料の1/2（上限年間40万円、3年間） 【農産物の直売を目的としたもの】 改装工事費・設備購入費の合計額の3/4（上限300万円） 土地・店舗・設備の年間賃借料の1/2（上限年間80万円、3年間）
	町内の店舗などの外観を改装（入り口面の改装、看板・照明の設置・敷地内の環境整備など）	対象経費の合計額が50万円以上	対象経費の合計額の1/2（上限100万円）
地場産品開発事業	新たな地場産品の開発のための調査、研究、試作など	対象経費の合計額が20万円以上	対象経費の合計額の3/4（上限100万円）
	販路拡大のための市場調査など	対象経費の合計額が20万円以上で、出展する製品などが開発されてから5年以内のもの	
道外での展示会や見本市への出展など	道外での展示会や見本市への出展など	対象経費の合計額が20万円以上で、出展する製品などが開発されてから5年以内のもの	対象経費の合計額の3/4（上限100万円）
	道外での展示会や見本市への出展など	対象経費の合計額が20万円以上で、出展する製品などが開発されてから5年以内のもの	
商工観光活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 新たな販売促進の調査研究 新たな広告宣伝、商工業イベントの取り組み 新たな観光資源の調査研究 新たな観光イベント、集客向上の取り組み 	対象経費の合計額が20万円以上	対象経費の合計額の3/4（上限100万円）
人材育成事業	業務に関する知識および技術習得のための研修事業	対象経費の合計額が10万円以上で、研修を受ける人が町民であること	対象経費の合計額の1/2（上限1人当たり15万円）

※新十津川町商工会に加入していることが条件となります。

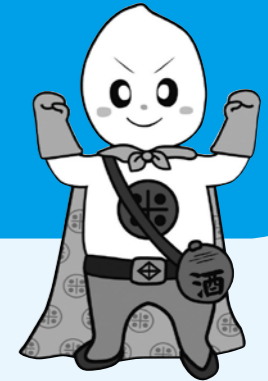
※国や北海道から補助金などが交付されている場合は、その金額を対象経費から控除します。

※同一事業は、年1回の助成となります。

■問合せ 産業振興課商工観光グループ ☎76-2134

商工・観光事業者を応援します

今まであった商工業者、観光事業者に対する助成制度の一部を見直し、要件の緩和や助成内容の拡充を行いました。



1 企業振興促進（優遇）制度

対象事業	交付要件	要件
町内における企業施設の新設	投資額1,000万円以上	町の公租公課に滞納がないこと。 ※新設の場合に要件としていた、新規雇用者の雇用要件を撤廃しました。
町内の企業施設の増築または設備投資	投資額 500万円以上	
町内の企業施設の町有地への移転	投資額1,000万円以上	

※事業着手前に申請してください。

○助成内容

- 1 土地および家屋の固定資産税の課税を10年間免除（免除する期間を5年間から10年間に拡大しました）
- 2 投資額の20%を助成（上限3,000万円、3年分割支給）
- 3 施設設備の賃借料の20%を3年間助成（上限年間100万円）
- 4 新規雇用者（町民）への年間賃金支払額の5%を3年間助成（上限1人当たり年間25万円、総額年間500万円）
- 5 町外の正規雇用者が町民となった場合、1人当たり年間30万円を3年間助成（新規）

